「教職員の児童、生徒引率用務による旅行についての

旅費の調整に関する要項」の運用取扱いについて

（平成14年4月1日　14教総第359号教育長）

最終改正　令和4年6月30日4教職第188号

要項第３関係

(1)　要項第３の(1)の鉄道運賃について学生団体の取扱いを受けての割引（以下「学割」　という。）又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けた児童、生徒の介護者としての割引（以下「介護者割引」という。）が適用される場合は、旅行命令書等の摘要欄に「旅客運賃〇割引適用」と記載すること。

(2)　要項第３の(2)の急行列車を利用する場合は、旅行命令書等の摘要欄に「〇〇～〇〇間〇〇（利用列車名）利用」と記載すること。

　　　なお、学割又は介護者割引が適用される場合には、「急行料金〇割引適用」と併せて記載すること。

(3)　要項第３の(3)の座席指定料金を徴する客車を利用する場合は、旅行命令書等の摘要欄に「〇〇～〇〇間指定席利用」と記載すること。

要項第４関係

(1)　要項第４の(1)の船舶運賃について学割又は介護者割引が適用される場合は、旅行命令書等の摘要欄に「旅客運賃〇割引適用」と記載すること。

(2)　要項第４の(2)の座席指定料金を徴する船舶を利用する場合は、旅行命令書等の摘要欄に「〇〇～〇〇間座席指定船利用」と記載すること。

要項第５関係

(1)　航空機を利用する場合は、旅行命令書等の摘要欄に「〇〇～〇〇間航空機利用」と記載すること。

　　　ただし、当該旅行にかかる利用交通機関、利用期間、利用区間等が明記されている旅行あっせん業者の発行する証明書類（以下「旅行行程表」という。）を添付することができる場合は、旅行命令書等の摘要欄の記載は省略できるものであること。

(2)　航空機を利用した場合は、当該交通機関若しくは当該旅行について旅行あっせん業者の発行する「交通機関利用証明書（様式１）」（以下「様式１」という。）、当該旅行にかかる旅行あっせん業者の発行する精算額等を証する書類（以下「精算書」という。）で利用交通機関、利用期間、利用区間及び人員が明記されているもの又は当該交通機関の発行する、現に支払った額を証する書類（以下「領収書等」という。）に基づき実費額を支給することができるものであること。

要項第６関係

(1)　要項第６第１項の貸切旅客乗合自動車を利用する場合は、旅行命令書等の摘要欄に「〇〇～〇〇間貸切バス利用、貸切バス料金１人当たり〇〇円（積算内訳）」と記載すること。ただし、旅行行程表を添付することができる場合は、旅行命令書等の摘要欄に「貸切バス料金１人当たり〇〇円（積算内訳）」と記載すること。

　　　なお、１人当たりの利用料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とすること。

(2)　要項第６第１項の貸切旅客乗合自動車を利用した場合は、当該交通機関若しくは当該旅行について旅行あっせん業者が発行する「貸切旅客乗合自動車等利用証明書（様式２）」（以下「様式２」という。）又は利用交通機関、利用期間、利用区間及び人員が記載されている精算書に基づき実費額を支給するものであること。

(3)　要項第６第２項の同一地域内における鉄道、ロープウェイ又は遊覧船等（以下「鉄道等」という。）を利用する場合は、旅行命令書等の摘要欄に「〇〇～〇〇間同一地域内鉄道利用」等と記載すること。ただし、旅行行程表を添付することができる場合は、旅行命令書等の摘要欄の記載は省略できるものであること。

(4)　前号の規定に基づき鉄道等を利用した場合は、当該交通機関の利用について旅行あっせん業者の発行する証明書（様式１）又は利用交通機関、利用期間、利用区間及び人員が記載されている精算書に基づき実費額を支給することができるものであること。ただし、様式１等の取得が困難な場合にあっては、当該交通機関の発行する利用券（半券等）（以下「利用券等」という。）に基づき、旅行命令権者が様式１に定める各項目について当該利用の事実を確認できる場合に限り、様式１に当該利用券等を貼付しその事実を証明することをもって、旅行あっせん業者の発行する様式１を省略できるものとする。

(5)　(3)においてタクシーを利用する場合は、修学旅行等（同一地域内）でのフィールドワーク等においてあらかじめ旅行計画に明記されている場合に限り認められるものであり、教職員のみがタクシーを利用する場合を除くものであること。

この場合、旅行命令書等の摘要欄に「〇〇～〇〇間タクシー利用」と記載すること。

(6)　前号の規定に基づき同一地域内においてタクシーを利用した場合は、タクシー会社の発行する証明書（様式２）に基づき実費額を支給することができるものであること。ただし、様式２の取得が困難な場合等にあっては、当該タクシー会社の発行する領収書等に基づき、旅行命令権者が、様式２に定める各項目について当該利用の事実を確認できる場合に限り、様式２に当該領収書等を貼付しその事実を証明することをもってタクシー会社の発行する様式２を省略できるものとする。

なお、１人当たりの利用料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とすること。

（7） 要項第６第３項の車賃について学割又は介護者割引が適用される場合は、旅行命令書等の摘要欄に「旅客運賃○割引適用」と記載すること。

要項第７関係

要項第７の「別に定める研修施設」及び「日額旅費」は、「福島県教育委員会の所管に属する職員等に対する日額旅費支給要項」別表（以下「要項別表」という。）に定めるとおりとし、その他細部については同要項に定めるところによる。

要項第８関係

(1)　要項別表に掲げる研修施設以外の施設に宿泊する場合の宿泊料は、当該宿泊施設若　しくは当該旅行について旅行あっせん業者の発行する「宿泊施設等利用証明書」（様式３－１）（宿泊施設用）（以下「様式３－１」という。）又は当該宿泊施設の名称、利用期間、食事内容及び人員が記載されている精算書に基づき実費額を支給することができるものであること。ただし、様式３－１等の取得が困難な場合にあっては、利用期間及び利用料金の内訳が明記されている当該宿泊施設の発行する領収書等により旅行命令権者が、様式３－１に定める各項目について当該利用の事実を確認できる場合に限り、旅行命令権者が、様式３－１に当該領収書等を貼付しその事実を証明することをもって、旅行あっせん業者等の発行する様式３－１を省略できるものとする。

(2)　要項第８(1)の幕営等により宿泊する場合とは、キャンプ、登山におけるテント泊のほか山小屋に素泊まりする場合をいうものであること。

(3)　幕営等により宿泊する場合の宿泊料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

　 ア １泊当たり　２，６００円

　 イ　当該宿泊施設、設備等に係る使用料又は賃借料（以下「使用料等」という。）

ただし、宿泊に要するものに限る。

なお、旅行命令書等の摘要欄に使用料等を要する場合は「幕営（使用料あり）○泊」、使用料等を要しない場合は「幕営（使用料なし）○泊」と記載すること。

(4)　前号に掲げる宿泊施設を利用した場合は、当該施設等の発行する「宿泊施設等利用証明書（様式３－２）」（以下「様式３－２」という。）に基づき実費額を支給することができるものであること。

なお、様式３－２の取得が困難な場合等にあっては、当該施設等の発行する領収書等に基づき、旅行命令権者が、様式３－２に定める各項目について当該利用の事実を確認できる場合に限り、様式３－２に当該領収書等を貼付しその事実を証明することをもって、当該施設等の発行する様式３－２を省略できるものとする。

上記の場合において、複数者に係る利用料金が一括請求される場合の１人当たりの利用料金は、当該証明書等の精算額を利用総人数（児童、生徒及び引率教職員等）で除した額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とすること。

(5)　県立高等学校の山岳部の教員が幕営等により宿泊する場合の宿泊料の額は、(3)の規定にかかわらず、(3)のイに定める額と次に掲げる額の合計額とする。

　　　１泊当たり　５，３００円

なお、旅行命令書等の摘要欄に使用料等を要する場合は「幕営（山岳部、使用料あり）○泊」、使用料等を要しない場合は「幕営（山岳部、使用料なし）○泊」と記載すること。

(6)　食事代（夕食及び朝食）については、通常宿泊料に含まれて支給されるものであるが、特別な理由により宿泊施設以外の施設で食事をした場合は、当該施設若しくは旅行あっせん業者の発行する「食事代金証明書（様式４）」（以下「様式４」という。）又は当該食事施設の名称、利用期間及び人員が記載されている精算書に基づき実費額を支給することができるものとする。ただし、宿泊施設における提供がなく、あっせん業者等による食事施設の指定もない食事については、実費額ではなく、食事１食当たり１，３００円を支給する。

なお、様式４等の取得が困難な場合にあっては、当該施設の発行する領収書等に基づき、旅行命令権者が、様式４に定める各項目について当該利用の事実を証明できる場合に限り、様式４に当該領収書等を貼付しその事実を証明することをもって、当該施設等の発行する様式４を省略できるものとする。

上記の場合において、複数者に係る利用料金が一括請求される場合の１人当たりの利用料金は、当該証明書等の精算額を利用総人数（児童、生徒及び引率教職員等）で除した額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とすること。

　　その他

(1)　本要項を適用する場合は、旅行行程表の添付の有無にかかわらず旅行命令書等の摘要欄に「児童（生徒）引率」と記載すること。

(2)　旅行命令書等の摘要欄への記載については、「別紙のとおり」とし、別紙を添付することも可能であるが、要項に定める事項が全て網羅されていること。

(3) 要項第５、第６及び第８関係に掲げる精算書にあっては、写しでよいこととする。

(4)　要項第６及び第８関係において、旅行命令権者が利用の事実を証明する場合は、様式中の「交通機関又は旅行あっせん業者名」欄及び「代表者等の氏名」等欄を削除して使用することとし、旅行命令権者の私印を押印することとする。

なお、様式中の「学校名」の欄の記入は不要とすること。

(5)　要項別表に掲げる研修施設に宿泊する場合は、職員業務課の定める旅費コード表に掲げる「研修区分コード」を旅行命令書等に記載すること。

附　則

　この要項は、令和４年４月１日以後に出発する旅行から適用する。